

地域医療の現実を知る

地域の皆様に育てていただいた匝瑳市民病院を、今後も地域の皆様のニーズにあった病院とするため、現在、病院の今後のあり方について検討しています。
本号では、匝瑳市民病院の現状をお知らせするとともに、経営健全化のための課題について考えます。

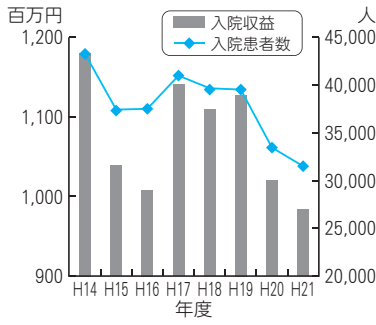
匝瑳市民病院の現状

昭和33年の病院開設以来、地域の中核病院としての役割を果たしてきましたが、平成16年度以降は、新医師臨床研修制度の影響などにより、平成11年度末に23人いた常勤医師が平成21年度末には10人と大幅に減少しました。

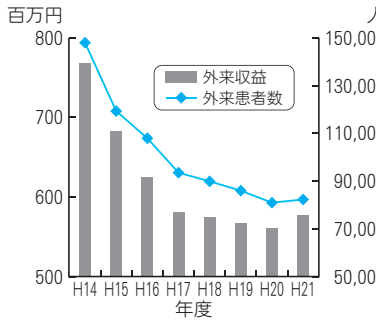
この間、小児科・産婦人科の休止、眼科・耳鼻咽喉科の非常勤化など、診療体制の縮小を余儀なくされました。

恒常的な医師不足などによる患者数の大幅な減少と、さ

◆入院収益、入院患者数の推移



◆外来収益、外来患者数の推移



◆経営指標など

(単位：人、百万円、%)

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
医師数	16	17	13	12	11	11	10	10
病床利用率	75.4	65.0	65.5	71.5	69.1	68.5	58.6	54.7
純損益	▲140	▲98	▲101	75	14	▲12	21	▲53
累積欠損金	▲867	▲965	▲1,065	▲990	▲975	▲988	▲967	▲1,021
一般会計から の財政支援	345 (216)	453 (177)	417 (158)	360 (133)	354 (159)	279 (136)	424 (120)	586 (281)

※純損益は、年度ごとの損益

※累積欠損金は、過去からの損益の累積

※一般会計からの財政支援額のうち、()は法律に基づいて市が負担しなければならない額

※21年度は、決算見込み

◆医師の確保

当院が地域の中核病院としての役割を果たしていくためには、医師の確保は最優先で解決しなければならぬ課題です。これまでも医師の確保や定着を図れるよう旭中央病

◆千葉県地域医療再生プログラムへの対応

このプログラムでは、当院が置かれている香取海匝医療圏の医療再生のため、旭中央病院の拠点病院としての機能強化や、当院を含む圏域内の医療機関の役割分担・機能再編のための支援(医師派遣な

◆施設への老朽化

当院は、築後30年以上を経過し施設が狭く、老朽化しています。病院利用者が明るく快適な療養生活が送れるようにするためにも、施設の建て替えの必要性について早急に検討する必要があります。

◆患者さんへの対応

当院の圏域内での役割としては、「2次救急対応、手術対応のための機能強化」となっていますので、こうした対応が可能かどうかを早急に検討する必要があります。



患者さんを楽しんでもらおうと、毎年行われている市民病院コンサート

市民意識調査にご協力を



今後の病院のあり方を検討していく上で、市民の皆さんのご意見を参考とさせていただきます。次の内容でアンケートを実施します。

アンケート項目：医療機関を選ばず基準、市民病院の利用度、市民病院の印象、市民病院に期待する役割、市民病院の経

営形態、市民病院に対する市民負担、建て替えの必要性

対象者：20歳以上の市民1,000人で、住民基本台帳から無作為で抽出

8月上旬までに調査票を送付予定です。対象となつた人はご協力をお願いします。

匝瑳市民病院 72・1525

千葉県地域医療再生プログラムとは？

千葉県が、国の「地域医療再生臨時交付金」を活用して地域医療が抱える課題を解決するため、平成21年度末に策定されました。プログラムでは、香取海匝と山武長生夷隅の2つの二次保健医療圏を対象地域として、医療機関の役割分担・機能再編、救急医療体制の充実と全体的な医師確保などを進めることとしています。

◆香取海匝二次医療圏での主な取り組み

- 旭中央病院への患者集中の解消と拠点病院としての地域医療支援機能(医師派遣など)強化
- 地域連携病院は、役割分担に応じた機能再編
- ※地域連携病院…匝瑳市民病院、多古中央病院、県立佐原病院、小見川総合病院、東庄病院、銚子市立病院

子ども医療費の助成

対象者を小3まで拡大

これまで小学校就学前の幼児を対象としていましたが、平成22年8月診療分からは助成対象を拡大し、市内に住所のある「小学1年生から小学3年生まで」の児童の医療費（保険診療分）についても助成対象となります。健康管理課（保健センター内）または野栄総合支所で助成申請手続きをしてください。

8月～11月診療分は 払い戻しによる助成

◆申請に必要なもの
医療費の領収書、子どもの健康保険証、保護者の預金通帳等、印鑑

◆申請期限
医療費を支払った日の翌日から2年間

12月診療分からは 受給券を使用しての助成

12月診療分からは子ども医療費助成受給券を医療機関に提示しての受診が可能となり、保険診療分については医療機関での支払いはなくなります。なお、受給券の交付には登録申請が必要になりますので、次の通り手続きをしてください。

◆申請に必要なもの

子どもの健康保険証、保護者の預金通帳等、印鑑、転入者のみ前住所地の平成22年度課税証明書

◆登録申請期限

9月30日（木）までに手続きをお願いします。

※12月からは受給券の登録申請をしていないと、子ども医療費の助成は受けられません。

◆乳幼児の受給券
現在受給対象となっている乳幼児については、手続きの必要はありません。すでに発行している受給券の有効期間終了までご使用ください。



児童扶養手当

父子家庭へも拡大

8月1日からひとり親家庭に対する自立を支援するため、父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます（8月～11月分の手当の支給は12月となります）。

◆児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

◆父子家庭の支給要件

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

◆手当額（月額）

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

- 児童1人の場合…全部支給41,720円
一部支給41,710円～9,850円
- 児童2人の場合…5,000円加算
- 児童3人目以降…1人につき3,000円加算

児童扶養手当を受給するためには申請（認定請求）が必要です。早めに問い合わせの上、11月30日（火）までに手続きをしてください（11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給となります）。

問 福祉課児童班 ☎73-0096、野栄総合支所 ☎67-3111

◆受給券の登録申請「日曜受付窓口」を開設

①日時：8月8日（日）9時～12時
場所：健康管理課 ☎73・1200

②日時：8月22日（日）9時～12時
場所：野栄総合支所 ☎67・3111

問 健康管理課 ☎73・1200

子ども手当の申請は

お済みですか？

平成22年4月から子ども手当制度が始まりました。現在中学2・3年生の子どもがいる人や、所得制限などで児童手当を受給していなかった人は、手当を受給するために新たに申請が必要となります。

9月30日（木）までに申請をした場合、手当は4月分から支給されますので、早めの手続きをお願いします。

制度の詳細につきましては、広報5月号3ページに掲載していますので、ご覧ください。

問い合わせ・届け出先：福祉課児童班 ☎73・0096、野栄総合支所 ☎67・3111